

各市内建設業者 様

平成21年3月24日
豊田市長 鈴木 公平
事業管理者 横地 清明

平成21年度 建設工事における等級別格付けについて（お知らせ）

日頃は豊田市政にご理解とご協力をたまわり誠にありがとうございます。

さて、本市におきましては、建設工事に係る電子入札・一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の試行実施など制度の見直しに努めてまいりましたが、平成21年度の等級別格付けに際し、豊田市発注者別評価点（主観点）を付与します。平成21年度については、総合評価値に豊田市発注者別評価点（主観点）を加算した豊田市総合点により、等級別格付けを行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、豊田市総合点の算定基準については、「豊田市総合点 解説」をご確認いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

豊田市役所 総務部契約課 工事・工事委託担当

TEL (代表) 0565 (31) 1212 (内2331)

(直通) 0565 (34) 6616

豊田市総合点 解説

豊田市へ入札参加資格を申請する建設業者様のうち、豊田市内本店の業者様には、登録を希望する建設工事の業種ごとに、豊田市総合点を算出し、通知・公表を行います。

豊田市総合点を算出する際に評価する各項目及び評価方法は、以下のとおりとなりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

豊田市総合点

算定基準日

豊田市総合点は、毎年3月1日を算定基準日とし、同年4月1日から翌年3月31日までの間、適用します。

算定式

<豊田市総合点>

豊田市総合点は、客観点と豊田市発注者別評価点の合計で求めます。

$$\text{豊田市総合点} = \text{客観点} + \text{豊田市発注者別評価点}$$

<客観点>

客観的事項として評価するのは、経営事項審査の総合評定値（P点）のみとなります。

原則、算定基準日の前々年の7月1日から前年の6月30日の間に審査基準日があるものを用い、申請を希望する各業種ごとに評価をします。

<豊田市発注者別評価点>

豊田市発注者別評価点は、工事成績評定点、優良業者等認定点及び指名停止措置点について、それぞれ点数を算出し、合計して得た点数となります。

$$\text{豊田市発注者別評価点} = \text{工事成績評定点} + \text{優良業者等認定点} + \text{指名停止措置点}$$

発注者別評価項目

工事成績評定点

<対象工事>

豊田市及び豊田市土地開発公社が発注した設計金額130万円を超える工事のうち、工期末が算定基準日の前々年の1月1日から前年12月31日の間にある工事を対象とします。ただし、以下の工事は除きます。

- ① 緊急工事
- ② 共同企業体により施工した工事のうち、代表構成員ではない場合
- ③ 算定基準日において、工事目的物の引渡しを受けていない工事

<算定式>

工事成績評定点は、以下の算定式に基づいて算出します。なお、工事成績評定点は、小数点以下第1位を四捨五入します。

$$\text{工事成績評定点} = (\text{① 工事成績の平均点} - \text{② 65点}) \times \text{③ 3}$$

① 工事成績の平均点について

申請を希望した業種ごとに、対象工事の工事成績平均点を算出します。なお、算出に際しては、小数点以下第2位を四捨五入します。

② 加點評価対象基準65点について

豊田市の工事成績評定は、標準的な施工を行った建設業者様の評価が「65点」になるように設定されています。この標準点を上回った得点分を加點評価し、下回った得点分を減點評価します。

③ 補正係数(×3)について

今回導入を決めた豊田市発注者別評価点は、非常に優良な施工を行った建設業者様の総合評定値に概ね10%の加點がなされるよう制度設計を行いました。

補正係数(×3)は、この数値を達成するために設定されたものです。

優良業者等認定点

算定基準日の属する年度及びその前年度のいずれかに、豊田市の優良、粗雑、不良・不適格業者の認定を受けた場合、下表に従い加點又は減點を行います。

| | 優良業者 | 粗雑業者 | 不良・不適格業者 |
|--------|------|------|----------|
| 点数 | 10点 | -10点 | -20点 |
| 2カ年度連続 | 10点 | -10点 | |

*優良業者等認定点について、以下に事例を紹介しますので参考としてください。

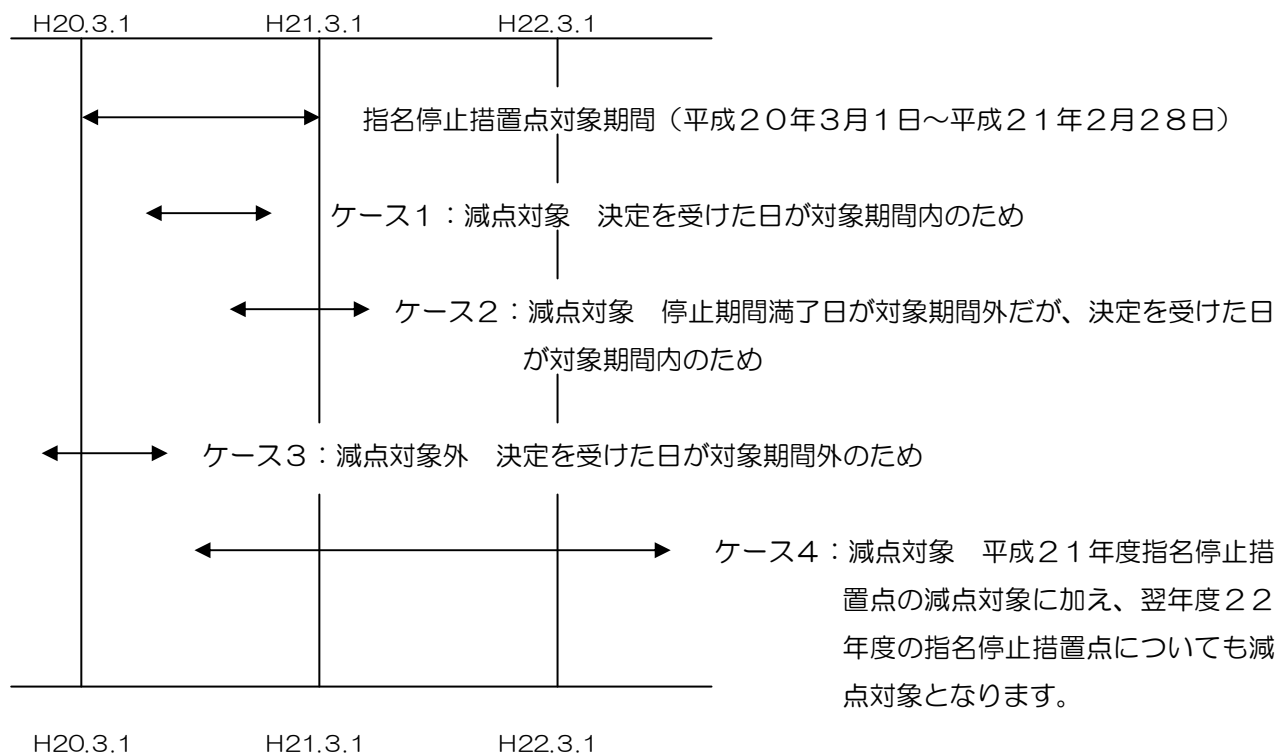
| 事例 | 得点 | 内訳 |
|---------------------|------|---------------------------------|
| 2カ年度続けて優良 | 20点 | 優良で+10点、2カ年度連続のため、さらに+10点 |
| H19年度優良、H20年度粗雑 | 0点 | 優良で+10点だが、粗雑で-10点のため差し引き0点 |
| H19年度粗雑、H20年度不良・不適格 | -30点 | 不良・不適格により-20点、2カ年度連続のため、さらに-10点 |

指名停止措置点

算定基準日の直前1年間に、豊田市より指名停止措置の決定を受けた場合に、指名停止期間に応じて下表のとおり減点します。ただし、指名停止期間の満了日が、翌々年の算定基準日以降となる場合は、翌年度の発注者別評価点の算定の際にも減点します。

| 指名停止期間 | | 点数 |
|------------|-------------|------|
| 停止期間が月数の場合 | 停止期間が日数の場合 | |
| 1ヶ月 | 30日以内 | -10点 |
| 2ヶ月 | 30日を超え60日以内 | -20点 |
| 3ヶ月 | 60日を超え90日以内 | -30点 |
| 4ヶ月以上 | 90日を超える | -40点 |

*減点対象期間の考え方は、以下のとおりです。



その他注意事項

水道施設工事業については、各評価項目の対象工事が豊田市発注工事ではなく、豊田市上下水道局発注工事となります。

豊田市総合点 算定例

以下の事例を基に豊田市総合点を算定します。ただし、算定基準日は平成21年3月1日とします。

1 希望業種及び総合評定値（客観点）：土木一式・750点……①

2 工事施工実績

| NO | 工事名 | 工期 | 工事成績 |
|-----|--------------|--------------------|------|
| (1) | 市道〇〇線 道路改良工事 | H19.6.1～H20.10.31 | 86点 |
| (2) | 用地造成工事 | H20.6.1～H20.11.30 | 75点 |
| (3) | 市道〇〇線 道路新設工事 | H20.10.1～H20.12.31 | 80点 |

3 優良業者等認定：平成19年度・平成20年度 優良業者

4 指名停止措置：なし

－工事成績評定点－

工事成績評定点を算出するためには、まず工事成績の平均点を求める必要があります。本事例の場合、合計で3件の工事を施工しているため、工事成績の平均点は以下のとおりとなります。

$$\text{工事成績の平均点} = \frac{(86 \text{点} + 75 \text{点} + 80 \text{点})}{3} = 80.333 \dots$$

NO1～NO3の工事成績の合計点

$$= 80.3 \text{点} \text{ (少数点以下第2位を四捨五入)} \dots\dots②$$

工事成績の平均点を基に、工事成績評定点を算出します。

$$\text{工事成績評定点} = (80.3 \text{点} - 65 \text{点}) \times 3 = 45.9 \text{点}$$

②工事成績の平均点

$$= 46 \text{点} \text{ (少数点以下第1位を四捨五入)} \dots\dots③$$

－優良業者等認定点－

本事例の場合、2カ年度連続して、優良業者であったため、優良業者等認定点は以下のとおりとなります。

$$\text{優良業者等措置点} = 10 \text{点} + 10 \text{点} = 20 \text{点} \dots\dots④$$

優良認定による加点に加え、さらに2カ年度連続による加点

－指名停止措置点－

本事例の場合、指名停止措置を受けていないため、減点はありません。

$$\text{指名停止措置点} = 0 \text{点} \dots\dots⑤$$

－豊田市発注者別評価点－

上記の算定結果を踏まえ、豊田市発注者別評価点を算定すると以下のとおりとなります。

$$\text{豊田市発注者別評価点} = 46 \text{点} + 20 \text{点} + 0 \text{点} = 66 \text{点} \dots\dots⑥$$

③工事成績評定点、④優良業者等措置点、⑤指名停止措置点の合計

－豊田市総合点－

豊田市総合点は、客観点と豊田市発注者別評価点の合計となります。

$$\text{豊田市総合点} = 750 \text{点} + 66 \text{点} = 816 \text{点}$$

①客観点

⑥豊田市発注者別評価点